

居宅介護支援費(ケアプラン作成) 料金表

1.居宅介護支援費(ケアプラン作成)について、原則として基本料金(料金表)の全額が介護保険より給付され
ご利用者様の負担はありません。

2.自己負担が必要となる場合、保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなった場合一ヶ月につき、要介護度に応じての金額がかかります。

【料金表】

<基本料金>

項目	内容	(単位数)	料金
居宅介護支援費(ケアプラン作成) ※ 居宅支援費(1)として	要介護 1~2の方	1,086	¥12,000
	要介護 3~5の方	1,411	¥15,591

<事業所の人員体制・研修体制による加算>

特定事業所加算 I	厚生労働省の定めた、人員基準・重介護度割合・職員研修等の要件を満たした場合	+519	¥5,734
特定事業所加算 II		+421	¥4,652
特定事業所加算 III		+323	¥3,569
特定事業所加算(A)		+114	¥1,259
特定事業所医療介護連携加算		+125	¥1,381

<実績による加算>

初回加算	初回利用時、又は要介護度区分が2段階以上変更された場合	+300	¥3,315
入院時情報連携加算 I	入院日に、医療機関へ情報提供をした場合	+250	¥2,762
入院時情報連携加算 II	入院した日の翌日もしくは翌々日に、医療機関へ情報提供をした場合	+200	¥2,210
退院・退所加算 I (イ)	退院・退所の際、医療機関や施設からカンファレンス以外で1回情報提供を受けた場合	+450	¥4,972
退院・退所加算 I (ロ)	退院・退所の際、医療機関や施設からカンファレンスで1回情報提供を受けた場合	+600	¥6,630
退院・退所加算 II (イ)	退院・退所の際、医療機関や施設からカンファレンス以外で2回情報提供を受けた場合	+600	¥6,630
退院・退所加算 II (ロ)	退院・退所の際、医療機関や施設からカンファレンスを含め2回情報提供を受けた場合	+750	¥8,287
退院・退所加算 III	退院・退所の際、医療機関や施設からカンファレンスを含め3回以上情報提供を受けた場合	+900	¥9,945
通院時情報連携加算	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師と相互に情報提供した場合	+50	¥552
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院の求めにより病院職員と自宅を訪問した場合(1月2回まで)	+200	¥2,210
ターミナルケアマネジメント加算	終末期の医療やケアの方針に関する利用者または家族の意向を把握した上で、厚生労働省の定める支援を提供した場合	+400	¥4,420

事業所名 居宅介護支援センターやのくち正吉苑

説明者氏名

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援事業についての料金の説明を受け、上記の内容に同意します。

令和 年 月 日

利用者氏名

代理人氏名

(続柄)